

[特別集計]

平成 23 年 5 月 18 日

統計情報部

被災 3 県における労働者の増減状況別事業所割合
(毎月勤労統計調査での提出調査票による特別集計)
(平成 23 年 3 月確報)

被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）において、毎月勤労統計調査の規模 30 人以上の対象事業所で平成 22 年 3 月の調査票が提出された事業所のうち、今年 3 月の調査票が提出された事業所の割合は 69%、未提出の事業所は 31%であった。

調査票が提出された事業所について、昨年 3 月との労働者の増減状況を見ると、増加の事業所は 32%、増減なしの事業所は 6%、減少の事業所は 32%であった。

被災 3 県における労働者の増減状況別事業所割合（規模 30 人以上）

(%)

22 年 3 月 調査票 提出事業所	23 年 3 月 調査票 提出事業所	常用労働者数の増減状況			23 年 3 月 調査票 未提出事業所
		増加	増減なし	減少	
100	69	32	6	32	31

(注)

- 1 未提出事業所には、不幸にも東日本大震災・津波に被災された事業所が含まれる可能性が高い。
- 2 この集計は、新たに調査をした結果ではなく、毎月勤労統計調査の 3 月調査分として事業所より提出された調査票を用いて特別に集計したものである。
- 3 労働者数の増減状況は、それぞれの事業所の 1 年前の労働者数と比較したものである。したがって、労働者の増減は今回の大震災・津波の影響によるものだけとは限らない。
- 4 労働者の増減は入職と離職の差である。労働者の離職理由としては、契約期間満了、経営上の都合、定年、労働者本人の責、労働者の個人的理由、労働者の死亡・傷病などがある。

2011年5月18日

特別集計「被災3県における労働者の増減状況別事業所割合」の公表について

今回、特別集計「被災3県における労働者の増減状況別事業所割合」を公表しました。今回の集計は、毎月勤労統計の全国調査で本来予定されている集計とは大きな違いがあり、統計としての正確性、厳密性を欠く、極めて変則的なものです。

それにもかかわらず公表した理由は次の通りです。

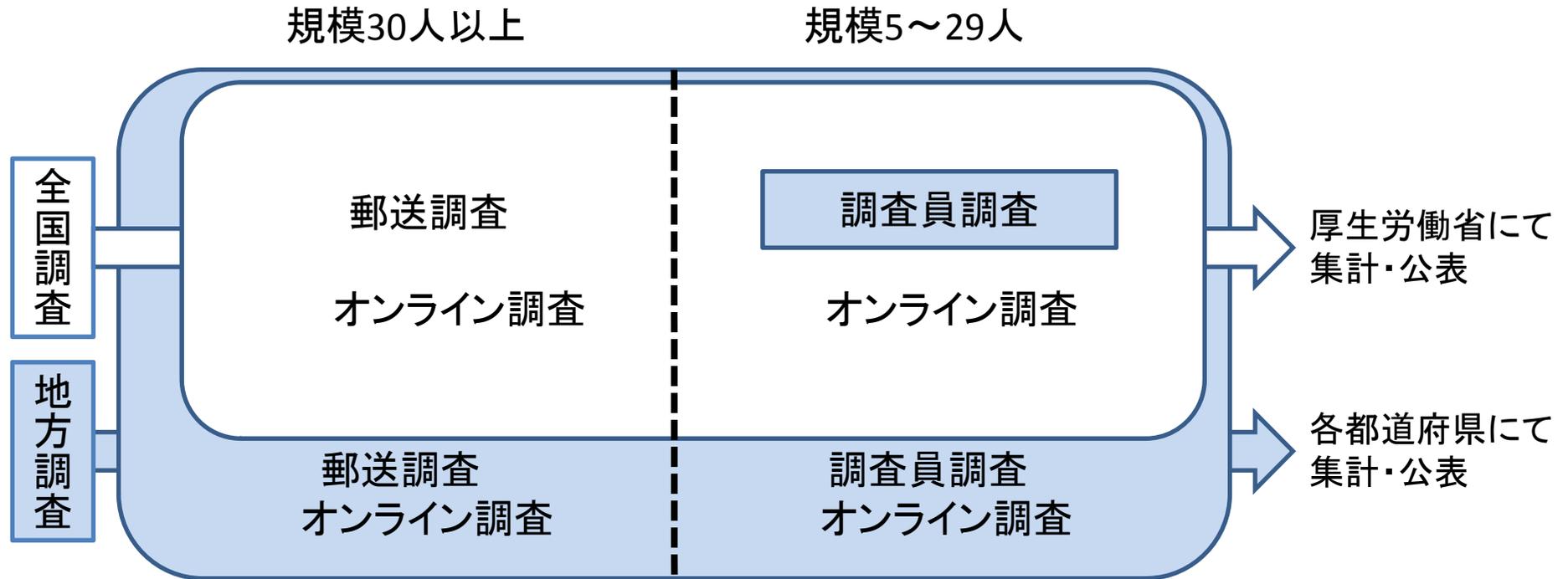
- 1 現在、岩手県、宮城県、福島県では、毎月勤労統計の地方調査を実施できなくなっています。(別紙参照)
- 2 このような状況の下で、毎月勤労統計の全国調査は3県においても事業所の協力をいただき、また、各県の統計課のご尽力もあって、通常より提出率は低下していますが、なお相当数の調査票が回収できています。
- 3 調査に基づいて作成される月次の労働関係統計で、3県で調査を実施できているのは、毎月勤労統計の全国調査だけになっています。
- 4 今回の東日本大震災が地域に及ぼした影響を調査に基づく統計によって把握し、公表することは、たとえそれが不完全なものであっても、地域の再建、復興に役立つと考えました。また、このような事情があるときは、統計作成担当者は、ご提出いただいた調査票を最大限活用すべきであると考えました。

このように考え、今回の集計を行い公表することとしました。今回の集計結果は完璧なものではありませんが、関係者に集計結果を読み取っていただき、ご活用いただければ幸いです。

最後になりますが、このような状況の中で調査票をご提出いただいた事業主の皆様と各県統計課の皆様に感謝申し上げますとともに、事業所、地域の再建、復興が早期に進むことをお祈りします。

統計情報部長

毎月勤労統計調査の調査体系と震災の影響



岩手県・宮城県・福島県では、網掛け部分について3月・4月(宮城県は5月も)調査は行わない。
また、調査を継続している部分であっても、震災、津波等の影響により、被災地を中心に有効回答が減少することが見込まれる。

中止の根拠法令

毎月勤労統計調査規則(昭和32年労働省令第15号)

第14条 調査の対象となる事業所について、天災事変その他やむを得ない理由で調査を行うことができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、その月分の調査(特別調査にあっては、その年の調査)は行わない。

2 都道府県知事は、前項の規定により調査を行わなかったときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告しなければならない。